

プレミアム付商品券のご案内

10月予定の消費税引き上げによる住民税非課税の方・子育て世帯の消費に与える影響緩和の一つとして「プレミアム付商品券」を販売します。対象者には、村から案内を郵送します。

購入対象者

◆住民税非課税の方

2019年度で住民税非課税の方。但し、住民税課税者に扶養されている方（生計同一を含む）および生活保護受給者などは除きます。

8月中旬から申請書を順次発送致します。 必要事項を記載の上、役場へ提出をお願いします（郵送可）。申請書を審査後、該当者には商品券の購入引換券を郵送します。

○販売上限額

利用可能額 5,000 円の商品券を 4,000 円で販売。一人につき5冊まで。

（一人につき 25,000 円分の商品券を 20,000 円で販売。）

◆3歳未満の子の子育て世代

2016年4月2日から2019年9月30日の間に生まれた子のいる世帯の世帯主

9月以降に市町村より商品券の購入引換券の郵送があります（申請は不要）。

○販売上限額

利用可能額 5,000 円の商品券を 4,000 円で販売。当該期間に生まれた子一人につき5冊まで。

（対象となる子一人につき 25,000 円分の商品券を 20,000 円で販売。）

内閣府 HP にて対象者の判定チェックができます。プレミアム付商品券対象者判定チェックは[こちら](https://www.02premium.go.jp/check/)→ <https://www.02premium.go.jp/check/>

・販売開始時期、利用可能店舗について

○販売開始時期 10月1日以降予定

○利用可能店舗 渡嘉敷村内の店舗を対象に予定しています。9月下旬頃から順次お知らせいたします。

・お住まいの住所について

申請書、購入引換券を受けるためには、適切に住所登録がされている必要があります。次のとおり登録や届け出がなされているか、まずご確認ください。

○現在お住まいの住所は、住民票に登録されていますか？

○転居の際は住民票の異動だけでなく、郵便物が確実に届くよう郵便局へ転居届を忘れずに出してください。

※購入対象となる方で、DV（配偶者からの暴力）により、住民票所在地の市町村から渡嘉敷村に避難している方は、役場までお申し出下さい。

・特殊詐欺について

プレミアム付商品券事業を装った特殊詐欺、個人情報の搾取にご注意ください。

○手数料の請求を行うことはありません。

○ATMの操作をさせることはありません。

お問い合わせ

渡嘉敷村役場 総務課 税政係

住所：字渡嘉敷183番地

TEL：098-987-2321